（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
キャリアコンサルタントの倫理と行動	一　キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	二	一〇	二七	キャリアコンサルタントの倫理と行動	一　キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	二	二〇	七
	二　環境への働きかけの認識及び実践	三				二　環境への働きかけの認識及び実践	二		
	三　ネットワークの認識及び実践	四				三　ネットワークの認識及び実践	三		
	1　ネットワークの重要性の認識及び形成					1　ネットワークの重要性の認識			
	（削る）					2　ネットワークの形成			
	2　専門機関への紹介及び専門家への照会					3　専門機関への紹介			
	（削る）					4　キャリアコンサルティングと異なる分野の専門家への照会			
	（略）	（略）				（略）	（略）		
	五　キャリアコンサルタントとしての倫理と姿勢	五				五　キャリアコンサルタントとしての姿勢	三		
	（略）	（略）	（略）			（略）	（略）	（略）	
	合計		一五〇			合計		一四〇	

別表（第一条関係）

更新講習の区分	科目
一　知識講習	一　職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識
	二　企業におけるキャリア形成支援の知識
	三　労働市場の知識
	四　労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識
	五　学校教育制度及びキャリア教育の知識
	六　メンタルヘルスの知識
	七　中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識
	八　個人の多様な特性の知識
	九　その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識
二　（略）	（略）

別表（第一条関係）

更新講習の区分	科目
一　知識講習	一　職業能力の開発の知識
	二　人事管理及び労務管理の知識
	三　労働市場の知識
	四　労働関係法令及び社会保障制度の知識
	五　学校教育制度及びキャリア教育の知識
	六　メンタルヘルスの知識
	（新設）
	（新設）
	七　その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識
二　（略）	（略）